

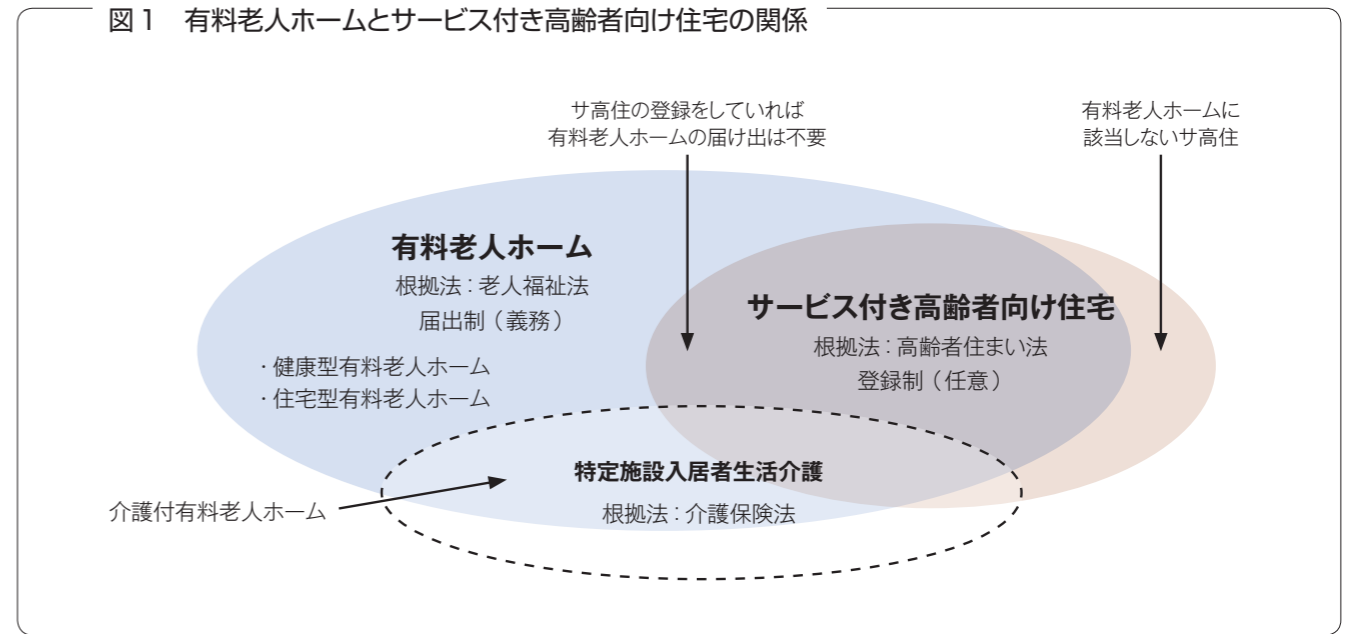
# 高齢者住まいの きほん<sup>と</sup>ケアプラン



知らないと怖い!?



図1 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の関係



マンションみたいな建物で、各階にはキッチン付きのリビング兼食堂。最近よくある老人ホームのつくりです。見学会に誘われることもあるはず。同じように見えても、有料老人ホームだったり、サービス付き高齢者向け住宅だったり、はたまた「特定施設」と呼ばれることも。

その違いはご存じですか？ 実態もあまり変わらないのに、制度が複雑怪奇で実はよく知らない人も多いのが現実です。一般の人ならいたしかたなく、ケアマネジャーには不可欠な知識。職場になる可能性もあるからです。知らないで就職すると、いつのまにか法律違反を犯してしまう可能性もあります。

最近は困り込みや過剰サービスの問題から、サ高住などケアマネジャーへのバッシングを耳にすることも増えてきました。ですが、制度上の矛盾を抱えたまま、目の前の高齢者の支援にあたっている面もあります。利用者の相談にのる場合も、仕事の場として選ぶ場合も、制度をよく知っておくことは不可欠です。

そもそも高齢者の住まいが分りにくいのは、ハード、ソフトと二つのルールを理解する必要があり、それぞれが多様だからです。ソフトは介護保険サービスがメインですが、事業者が提供する自費サービスも必須。サービスも介護保険だけみては分かりません。ちなみに特定施設というのは、介護保険の「特定施設入居者生活介護」の指定を取った施設で、介護からだけの呼び方になります。

## 年々強化される行政指導

さて、高齢者の住まいのうち、まず理解したいのは有料老人ホーム（以下、有料ホーム）です。民間サービスですが、根拠となっているのは、特養などと同じ老人福祉法です。同法の制定時からあり、長い歴史があります。制定時、措置の福祉施設はすべて「無料」だったところから、契約により自費で入るという意味で「有料」と命名された経緯があります。

同法29条によると、老人を入居させ、①食事、②介護、③家事、④健康管理のいずれかのサービスを提供する施設です。定員は1人以上からですので、特養や認知症グループホームなど福祉施設に該当しない老人ホームすべてが有料ホーム。1億円の入居一時金を取るような豪華ホームも、生活保護の人をターゲットにした貧困ビジネスもみな同じ「ごった煮状態。」

一方、サービス付き高齢者向け住宅（以下、サ高住）は、高齢者住まい法を根拠にしています。あまりにも広大な範囲を網羅する有料ホームのうち、20万円ぐらい年金のあるサラリーマンOBを対象にしたおすすめのビジネスモデルを国が制度化したと考えると分かりやすいかもしれません。

ルールを満たしていればサ高住として登録でき、行政がホームページで情報提供する。行政関与を最低にした仕組みです。有料ホームの「届け出制」も本来は自由につくっていいという仕組みですが、ガイドラインをもとにした行